

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岡本篤典

足利市監査委員 岡部記和

足利市監査委員 荻原久雄

#### 記

1 監査の種類 指定管理者監査

2 監査実施日 令和2年1月16日

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

団体名	対象	監査結果
社会福祉法人 足利市社会福祉 協議会	平成30年度 泗水学園指定管理料 204,217,515円	指定管理料に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務については適正に執行されたものと認められた。
	平成30年度 さわらごハイム足利指定管理料 59,319,280円	指定管理料に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務についてはおおむね適正に執行されたものと認められた。

5 意見・要望

泗水学園及びさわらごハイム足利の運営費については、厚生労働省通知に基づき弾力運用が認められているが、施設本来の目的や措置費相当額とされた指定管理料の趣旨を踏まえ、必要性を十分に検討して実施されたい。

また、市は、運営形態を含めた両施設の今後のあり方について十分に検討されたい。